

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	仮使用の承認	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、変更の工事に係る以外の部分の仮使用承認を行う。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第11条第5項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標 準 処 理 期 間	計	5日
判 断 基 準	<p>消防法第11条第1項に該当する者の申請で、変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障をおよぼすおそれがないと認められる場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>消防法  第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。  第5項 第1項による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第4項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更工事に係る部分以外の部分の全部または一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。</p> <p>危険物の規制に関する規則  (仮使用の承認の申請)  第5条の2 法第11条第5項 ただし書の製造所等の仮使用の承認を受けようとする者は、別記様式第7の申請書に変更の工事に際して講ずる火災予防上の措置について記載した書類を添えて市町村長等に提出しなければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

5日

市 民

所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。